

13 環境省 (構造改革特区21次 再検討要請).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
130010	広域認定制度の対象の緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9、第15条の4の3	製品が廃棄物になったものであって、当該廃棄物の処理を当該製品の製造、加工又は販売の事業を行うものが行うことにより、当該廃棄物の原料その他その適正な処理が確保されるものとして広域的な処理を受けた者は、地方公共団体の認定を受けた者は、地方公共団体の認定を受けた者の同意を要しない。	現行の広域認定制度の対象が原則自社製品に限定されているため、これに他社製品を追加する。	【実施内容】廃棄されている陶磁器製飲食器を自社製品のほか、一般家庭や飲食業者等の他社製品も含め回収(※1)、この陶磁器製飲食器を50%配合する技術(※2)が開発できた事で、エコマーク付食器(「Re-食器」)が生産できる。このRe-食器を国内陶磁器生産量の約20%を占める駄知陶磁器工業組合(窯元約70社)が製造し、卸業者が販売及び普及させる。 【提案理由】 ・陶磁器の現状と課題は、他社製と混在し、自社製のみを取出す事が不可能なことであり、一方でその課題は、駄知陶磁器工業組合主導の下、産地内で素材分別する事によりこの混在した廃棄物の回収量を増やし、効率的にRe-食器を普及させる事で解決できることである。よって、広域認定制度の対象に他社陶磁器製品を加える事が必要である。 ・陶磁器を50%配合する技術は、世界に類をみない新技術であって単に他者製品を広域的に処理するものではなく、今後の全国陶磁器産地の経済活動活性化、食文化の伝承、雇用確保、後継者育成、環境教育、処分場延命にも貢献でき、「資源の大切さ」を万民に再認識させる事ができることである。	C	-	広域認定制度は、拡大生産者責任の考えに則り、製造事業者等自身が自社の製品の再生又は処理の行程に開与することで、効率的な再生利用等を促進するとともに、再生又は処理しやすい製品設計への反映を進め、ひいては廃棄物の適正な処理を確保することを目的としている。このことから、主に製品の製造事業者自身が自社の製品が廃棄物となったものについて責任を持って処理するものを本制度の対象としているが、御提案のように他社製品を取り扱うことは製造事業者が自社の製品の再生又は処理の工程に開与できず、再生又は処理しやすい製品設計への反映という制度の趣旨を達成できないことから、制度の対象とすることは困難であると考えます。	右提案主体からの意見、特に、提案主体が他社に対し再生又は処理しやすい製品設計への反映を指導するという視点にも留意しつつ再度検討し、回答されたい。	飲食店や家庭の陶磁器製食器は茶碗、皿、鉢類が多く、材質は主に磁器製、陶器製、耐火製(土鍋)、ポーンチャイナ製である。この陶磁器の組成は主に、珪石、長石、粘土質、陶石などの鉱物質から成り立ち、有害物質もなく安全な食器として古来から使用され、今では学術的にも全て「組成分析」されている。この陶磁器を駄知陶磁器工業組合が「組成分析データ」を元に有識者会議を立ち上げ、公的陶磁器試験機関の指導を得ながら同一素材ごとに分別管理し、再生又は処理しやすい製品設計への反映を指導することこそが新たなものづくりであり、これこそが国が求める環境配慮型産地として万民のための産地と生まれ変わることができる。	1 0 1 1 0 0 1 0	駄知陶磁器工業組合	岐阜県	環境省	
130020	工業団地における災害廃棄物の最終処分場の設置に関する規制の緩和	-	工業団地に一般廃棄物最終処分場を設置することに関して、廃棄物処理法では他の地域と異なる規制はしていない。	工場立地法に基づき、廃棄物の最終処分場等の生産施設以外の施設を工業団地内に設置することが規制されているが、災害廃棄物(災害廃棄物を処分するために処理したものを含む)の最終処分場については、工業団地の所在地を管轄している都道府県知事及び市町村長が土地利用に関して相当の余裕があると認められた場合に限り、規制を緩和して設置を認めることとする。	廃棄物の最終処分場については、廃棄物処理法に基づく国の廃棄物処理施設整備計画や都道府県の廃棄物処理計画、市町村の一般廃棄物処理計画等に基づいて設置が行われているが、残余年数を考えると十分に確保されているとは言えない状況にある。このため、大きな災害が発生した場合は、最終処分場が一気に不足することになり、被災地の復旧・復興が大きく遅れることになる。 また、広域処理を行う場合、焼却炉等の能力に余裕がある場合であっても、焼却灰等の最終処分場が確保されていない場合は、既存の施設を活用できない状況に置かれることになる。 しかし、物流の便が良く人口密集地から離れている工業団地が利用できるようになれば、地域住民との合意形成に費やす時間を大幅に削減することができるため、結果的に被災地の復旧・復興が早まることになる。また、団地内の土地に余裕がある場合は、最終処分場を建設するまでの間、工場誘致が決まっているエリアを埋立廃棄物の仮置場として一時的に活用することができる。 提案の理由: 1. 東日本大震災のように想定外の災害が発生した場合は、がれき等を適正に処分するための最終処分場の確保が急務になる。 2. 全国的にみると、工場の閉鎖や海外移転等により、将来的にも有効利用が困難と思われる工業団地が多数存在している。 代替措置: 1. 食品加工等を主体とする工業団地は規制緩和の対象としない。 2. 生ゴミや下水道汚泥等の有機物を埋め立てる最終処分場は規制緩和の対象としない。 3. 設置が困難なために供給不足が予想される管理型最終処分場のうち廃棄物と雨水が接触しない被覆型のみを規制緩和の対象とする。	D	-	工業団地に一般廃棄物最終処分場を設置することに関して、廃棄物処理法では他の地域と異なる規制はしていない。			1 0 1 9 0 1 0	アーバンシステム株式会社	東京都	経済産業省 環境省	
130030	地方公共団体(市町村)による「リスク管理の徹底」と「環境保全の確保」を前提とした無価値物(焼却残渣の処理物であって一般廃棄物に該当するもの)の「自ら利用」の促進	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条	「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。	地方公共団体による太陽光発電施設の建設に際して、住民が廃棄した一般廃棄物を循環資源(廃棄物等のうち有用なもの)として自ら利用することにより、低炭素社会と循環型社会との統合を目指す。具体的には、従来から汚染土壌のリスク管理型の利用方法として認められている「不溶化」及び「遮水工封じ込め」による盛土構築物の築造と同じ発想で焼却残渣の処理物を盛土材として利用し、築造した盛土構築物の法面に太陽電池パネルを設置することで環境の保全上の支障を生じさせない太陽光発電施設を建設することができる。 提案の理由: 1. 地方自治体の管理下にある地方公共団体は、一般廃棄物などのようなものであっても、もろもろに扱うことはできない。またリスク管理を行う技術的及び経済的な能力を有している。 2. 循環基本法の規定に基づく循環資源は、他人に有償譲渡できない一般廃棄物に該当するものであっても、利用に当たって環境の保全上の支障を生じさせないことが技術的及び経済的に担保されている場合は利用を行うことができる。 3. 廃棄物処理法に地方公共団体による一般廃棄物の「自ら利用」を規制する規定はない。 代替措置: 1. 「利用」を行う前の焼却残渣の「再生」及び処理物の「保管」「運搬」については廃棄物処理法の廃棄物として扱う。 2. 処理物については盛土材としての性能を確保するとともに有害物質の溶出量を環境基準以下になるまで不溶化する。 3. 処理物の「利用」については廃棄物処理法の規定に基づく管理型最終処分場(被覆型埋立地)の基準を準用して処理物を盛土構築物の中に封じ込める。	地方公共団体が自然エネルギーの普及・拡大を図るために自ら行う太陽光発電施設の建設に際して、住民が廃棄した一般廃棄物を循環資源(廃棄物等のうち有用なもの)として自ら利用することにより、低炭素社会と循環型社会との統合を目指す。具体的には、従来から汚染土壌のリスク管理型の利用方法として認められている「不溶化」及び「遮水工封じ込め」による盛土構築物の築造と同じ発想で焼却残渣の処理物を盛土材として利用し、築造した盛土構築物の法面に太陽電池パネルを設置することで環境の保全上の支障を生じさせない太陽光発電施設を建設することができる。 提案の理由: 1. 地方自治体の管理下にある地方公共団体は、一般廃棄物などのようなものであっても、もろもろに扱うことはできない。またリスク管理を行う技術的及び経済的な能力を有している。 2. 循環基本法の規定に基づく循環資源は、他人に有償譲渡できない一般廃棄物に該当するものであっても、利用に当たって環境の保全上の支障を生じさせないことが技術的及び経済的に担保されている場合は利用を行うことができる。 3. 廃棄物処理法に地方公共団体による一般廃棄物の「自ら利用」を規制する規定はない。 代替措置: 1. 「利用」を行う前の焼却残渣の「再生」及び処理物の「保管」「運搬」については廃棄物処理法の廃棄物として扱う。 2. 処理物については盛土材としての性能を確保するとともに有害物質の溶出量を環境基準以下になるまで不溶化する。 3. 処理物の「利用」については廃棄物処理法の規定に基づく管理型最終処分場(被覆型埋立地)の基準を準用して処理物を盛土構築物の中に封じ込める。	C	-	廃棄物の埋立処分を行う際、廃棄物由来の有害物質の漏出等による生活環境保全上の支障の発生を防止するため、処理基準に適合した方法で処分が行わなければならない。盛土材として使用する場合についても、生活環境保全上の支障が生じないように用いる必要がある。御提案の方法については、有害物質の漏出がない処理方法であるということ客観的に判断することができず、また、当該物が廃棄物に該当しないとも言えないことから、当該加工品は廃棄物として処理基準に適合した方法で埋立てを行う必要がある。また、焼却灰を再生し資材として売却可能な性状に加工した場合、そもそも廃棄物処理法上の廃棄物には該当しなくなることから、廃棄物としての取扱いは不要である。以上のことから、御提案に特区として対応するのは困難である。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	①生活環境保全上の支障発生の判断基準は何か、支障なしと判断できれば、廃棄物の盛土材利用は可能と解釈してよいか。 ②有害物質の漏出がない処理方法であることの客観的な判断基準は何か、また、客観的判断ができれば、一般廃棄物の「自ら利用」を行えるかと解釈してよいか。 ③当該処理物は廃棄物処理法の規定に基づく一般廃棄物に該当するが、地方公共団体の責任において①と②の要件を満たせば、循環基本法の規定に基づく有用な廃棄物(循環資源)として利用できると解釈してよいか。 ④本提案は地方公共団体の自治事務に関するもので、国(環境省)の法令解釈に基づき利用が困難で処分すべきと判断される場合、その根拠条文をお示し下さい。	1 0 2 0 1 0 1 0	株式会社日本環境カ ルシウム研究所	神奈川県	環境省	

13 環境省 (構造改革特区21次 再検討要請).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
130040	廃棄物系のバイオマス資源の収集・運搬等の許可要件の緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項、第6項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条、第2条の3、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第21条	一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。	食品リサイクル法における廃棄物処理法等の特例措置に準じたうえで、知事による関係市町村の処理方針の調整を経て、大臣認定を受けた再生利用事業計画については、対象市町村の一般廃棄物収集運搬業許可を不要とするスキームを確立し、広域的な再生利用を推進する。	一般廃棄物である剪定枝等の廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業について、事業計画の審査に際し、都道府県知事が関係市町村との間で調整を行えば食品リサイクル法における一般廃棄物の収集運搬業の許可に準じて主務大臣が認定することとし、事業者については、廃棄物収集運搬業の許可を不要とする 提案理由: ・剪定枝等の廃棄物系バイオマスは薄く広く存在するため、事業を安定的に実施するには複数市町村をまたぐ広域的な取組が不可欠。排出者と計画の策定・責任主体が異なるが、収集運搬事業者と再生事業者の共同責任の下で利用先確保まで含めた計画とすることで、再生利用の取組は担保される ・要望に対し国は市町村による一般廃棄物の再生利用指定制度を活用するよう回答しているが、本県の同制度の導入市町村数は非常に少なく、導入済市町村でも指定品目が統一しておらず、広域的な取組が困難である。同制度による広域的な取組事例がないのは、各市町村の対応を変えるのが困難なためである。	C	—	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律において、再生利用事業計画の認定による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例措置を設けているのは、食品循環資源の排出者である食品関連事業者の責任の下で、利用先確保まで含めた再生利用の取組を担保されるためである。本提案においては、事業計画の審査に際し、都道府県知事が関係市町村との間で調整を行うこととしているが、利用先確保まで含めた再生利用の取組が担保されていないこと等から、再生利用事業計画の認定と同様の制度設計がなされていると認めることは困難であり、主務大臣の認定により一般廃棄物収集運搬業の許可を不要とした場合、適切な処理が担保されず生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある。 御提案については、市町(廃棄物担当)と調整の上、既存制度(再生利用指定制度)を活用することにより、提案内容を速やかに実現することが可能と考える。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。併せて、再生利用指定制度を活用した具体的な成功事例の提示を含め、その有用性を教示願います。	・再生利用指定制度の導入市町村はごく一部に留まり、導入していても指定品目が統一されていないなど十分活用されていないため、今回、特区提案をしているものである。現状では、県から市町に再生利用指定制度の統一な対応について依頼しても、法律や国による処理方針が無いため、強制力はなく、提案内容を速やかに実現できない。制度面の整備があって、はじめて広域的な再生利用が可能となる。 ・本提案では、収集運搬事業者と再生事業者の共同責任のもとで、利用先確保まで含めた再生利用の取組を担保させることとしており、生活環境保全上の支障は生じない。		1 0 3 4 0 7 0	兵庫県	兵庫県	環境省
130050	狩猟免許試験において、試験項目の一部を免除すること	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第48条第2号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第53条	狩猟免許試験は、狩猟免許の種類ごとに次に掲げる事項について行う事とされている。 ① 狩猟について必要な適性 ② 狩猟について必要な技能 ③ 狩猟について必要な知識	狩猟者の確保を図るため、銃猟の免許試験において、銃砲所持許可を有する者について、技能試験の一部(銃器の点検・分解結合等の基本操作)を免除し、受験者負担を軽減する	狩猟者の確保を図るため、銃猟の免許試験において、銃砲所持許可を有する者について、技能試験の一部(銃器の点検・分解結合等の基本操作)を免除し、受験者負担を軽減する 提案理由: ・銃刀法の実射試験に合格した銃砲所持者に限り普遍的な基本操作についてのみ免除し、実際の猟野での発砲を想定した試験項目は従来どおり実施したうえで、試験実施手順の組み替えを行うことにより、受験者の負担軽減を図る ・銃刀法の検定、狩猟免許試験ともに基準点に達すれば合格となることから、技能講習での基本操作の減点をもって、改めて狩猟免許試験での技能確認が必要とはいえない	C	Ⅲ	銃器の基本操作に係る「銃器の点検・分解結合、装填、脱砲」を始めとする一連の試験項目は、狩猟免許を所持するに足る技術を有することを判断するために確実に確認すべき基本的な項目であり、事故の未然防止と安全確保を進める上で、審査の簡素化を図ることが適当とは言えない。狩猟免許試験における基本操作を免除することは、基本操作部分における減点はないものとみなすものであり、減点方式の技能試験では、試験項目が減ることは他の受験者との不公平が生じる。銃刀法における技能講習の基本操作で減点されても、技能講習を修了する可能性はあるため、狩猟免許試験を実施する鳥獣保護担当部局においても再度確認が必要がある。 なお、現実に、銃刀法における所持許可を有している者であっても、銃の操作が確実でないことなどを理由に狩猟免許試験に不合格となるものは存在するため、基本操作に係る部分を免除すれば、本来不合格となるべきそれらの者が合格することになってしまう場合がある。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	・基本操作が出来なければ実射は不可能であることから、銃砲所持許可を受けた者は、実射を行うための基本操作を習得している者である。そのため、狩猟免許試験において改めて同じ基本操作の試験を課す必要性はないと考える。 ・銃刀法の検定、狩猟免許試験ともに基準点に達すれば合格となることから、銃刀法の技能講習での基本操作の減点をもって、改めて狩猟免許試験での技能確認が必要とはいえない。 ・狩猟免許試験においても、例えば、わな猟免許を有する者が第1種銃猟免許(ライフル)を受験する場合、法令等の項目について最初の免許試験の際の減点の有無にかかわらず、既に知識習得がある者として一部免除しているところであり、他の受験者との不公平との考えは当たらない。 ・なお、銃の所持許可がある者でも、基本操作以外の試験項目は狩猟免許試験独自の内容であることから、不合格者が出ることは当然あり得ることである。		1 0 3 4 0 8 0	兵庫県	兵庫県	環境省
130060	鳥獣保護区において狩猟期間中に捕獲許可を受けずに特定鳥獣を捕獲できるようにする	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第11条第1項、第28条	都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要なと認めるときは、鳥獣の種類や鳥獣の生息の状況等を勘案して、鳥獣の保護のために重要と認める区域を鳥獣保護区として指定することができる。	農林業被害の防止及び鳥獣の適切な個体数管理を図るため、都道府県知事が指定した鳥獣保護区の全部又は一部区域について、特定の鳥獣(シカ・イノシシ※)に関し、狩猟期間中に捕獲許可を受けずに「わな」による捕獲をすることができることとする ※ 特定鳥獣保護管理計画を策定し、農林業被害の顕著な狩猟鳥獣(シカ・イノシシ)を対象とする	・鳥獣の捕獲が禁止されている鳥獣保護区において、特定鳥獣(シカ、イノシシ)の個体数が増加して農林業被害を発生させている地域のうち、知事が指定した区域内においては、わなで捕獲する場合に限り狩猟期間中に有害鳥獣捕獲許可を受けなく捕獲できる特例を設ける 提案理由: ・植付直後や収穫直前の農作物等が野生鳥獣による食害等を受ける結果、農家の経済的損失だけでなく精神的な影響も深刻となっている。また、これらによる農業生産意欲の低下が地域社会の維持にも大きな影響を与えている ・猟師の減少・高齢化により有害捕獲許可による十分な捕獲ができない現状に鑑み、区域、猟法等を限定した狩猟捕獲について一定程度の規制緩和を行うべき ・期間、地域を限定することにより現地の状況に応じた調整は十分可能である。被害地域では鳥獣保護区廃止意見が強く、一時的な捕獲を認めないことによりかえって鳥獣保護区の存続を困難にしている ・本提案は、他の鳥獣の保護を図りつつ、被害を与えるシカ、イノシシのみについて区域、期間、捕獲手法(わなに限定)を限定して行うことから、鳥獣保護区の指定の目的達成に支障を与えることなく実施することができる	C	I	鳥獣保護区で狩猟を認めると、狩猟者の自主的な捕獲行為を持ち込むこととなり、都道府県における現地の状況に応じた調整も難しく、鳥獣保護区内に生息する鳥獣の営巣放棄等につながる懸念がある。 鳥獣保護区内で狩猟を認めることは、そもそも鳥獣の保護をはかるとする法律の目的を達成するための鳥獣保護区制度の存在意義を失わせるものである。 農林業被害に対しては、有害捕獲許可と被害防除、生息環境管理を組み合わせて、総合的に推進していただきたい。 なお、鳥獣保護法第3条に基づく基本指針の改正において、農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における有害捕獲等の適切な実施により、適切に対応する旨明記したところであり、また、従前より複数年の期間にわたる許可も可能であることから、これらを活用して適切に対応されたい。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	・他の鳥獣の保護を図りつつ、被害を与えるシカ、イノシシのみについて、区域、期間、捕獲手法(わなに限定)を限定して行うことから、鳥獣保護区の指定の目的達成に支障を与えることなく現地の状況に応じた調整は十分可能である。 ・鳥獣保護区であっても法が無条件に全ての鳥獣の保護を課しているものではないことは、有害鳥獣捕獲を認めていることから明らかであり、一定の条件のもと行う狩猟が鳥獣保護区制度の存在意義を失わせるものでないと考えられる。 ・被害地域では鳥獣保護区廃止意見が強く、一時的な捕獲を認めないことにより、かえって鳥獣保護区の存続を困難にしている。鳥獣による被害状況は全国一律でないことから、既存の制度の中だけで対応することによって問題を解決することは困難であり、地域の実情に応じ地域を限定して認めることが特区制度の目的にかなうものである。 ・なお、鳥獣保護区内における有害鳥獣捕獲等は従来から行っているところであり、改正指針に規定された「有害捕獲等の適切な実施」において、具体的にどのような対応を行うことが可能なのかお示しいただきたい。		1 0 3 4 0 9 0	兵庫県	28 兵庫県	環境省

13 環境省 (構造改革特区21次 再検討要請).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
130070	有害鳥獣捕獲活動において、夜間(日没後から日出前まで)も銃によるシカの捕獲をできることとする	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第38条	日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等(以下「銃猟」という。)をしてはならないとされている。	農林業被害が著しい地域においてシカの捕獲拡大を進めるため、夜間に行う大量捕獲等により捕獲したシカの止めさし等について、夜間においても銃器の使用を可能とする	提案理由: ・本県においては、シカによる農林業被害が全被害額の約半分を占め、有害鳥獣捕獲や個体数調整を行っているが未だ適正頭数に達しておらず、一方、捕獲班員の減少・高齢化等により日中の捕獲活動はこれ以上拡大できない状況にある ・過去発生した暴発事故は昼・夜間の太陽光か人工灯火の差を原因とするものではない ・餌付けを行った場所での射撃であり、照明及び遠隔カメラを用いることにより、射撃範囲内の人や動物の識別は、これまでの捕獲取組で確認できている ・使用場所を限定し、物事を明確に見分けられる距離、灯火を確保したもて実施することから、安全を確保しつつ効率的なシカの捕獲を進め、また夜間に捕獲隊員が従事できるようになることから早期に農林業被害の減少を図る	C	I	現行制度においても、止めさし時の事故、転倒時や弾詰まりによる暴発事故が依然として発生している実態がある。例えば、平成18年10月26日に長野県において、檻の中のクマを仕留めようと発砲したところ、クマが動いたため檻の鉄筋に弾がはねて自分の左足脛に被弾するという事故が発生するなど、屋間の発砲による止めさしでも、当事者や周囲の者にとって危険な場合がある。 また、ライフル弾の最大到達距離が3km強、散弾が約700mであることを踏まえると、周囲の者(少し距離のある者)に対する安全性の確保について懸念がある。 こうしたことから、灯火により安全性が十分に確保されるとはいえない。				1 0 3 4 1 0 0	兵庫県	兵庫県	環境省
130080	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	自然公園法第20条第3項及び自然公園法施行規則第11条第11項	風力発電施設については、平成16年2月に、「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方に関する基本的考え方」として審査基準に盛り込むべき事項についてとりまとめを行い、現在は、自然公園法施行規則第11条第11項に「風力発電施設の新築、改築又は増築」として審査基準の明確化を図ったところである。	自然公園内での風力発電施設設置について、周辺の風致・景観と調和すると県が認める場合(山稜線に設置する場合を除く)は、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する	提案理由: ・本県では、現在、次期地球温暖化防止推進計画について、国のエネルギー政策の動向等を注視しながら策定を検討しており、その中で、再生可能エネルギーの大幅導入を同計画に盛り込むことを考えている。このため、よい風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する ・国の温室効果ガス削減の目標達成に向け、特に電力不足が懸念される現状においては、再生可能エネルギーの導入促進は必要不可欠な状況である ・その方策の一つである風力発電施設の設置について、自然公園区域であっても、一定程度の規制緩和をすべきであり、風車の設置が周辺の風致・景観と調和する場合は、自然公園の風致景観に関する規制を除外すべきである ・本提案は、「日本再生の基本戦略」において提言されている「エネルギー・環境政策の再設計」に関する再生可能エネルギーの導入促進に資するものである	C	III	我が国を代表する優れた自然の風景地である国立・国定公園は、生物多様性を保全するための屋台骨であり、また、国民全体の財産でもある。 再生可能エネルギーを国立・国定公園内において導入するに当たっては、国立・国定公園の資質が維持されることが前提となる。 風力発電について、全国の導入ポテンシャルのうち、国立・国定公園内に存在する割合は約5パーセントであり、まず、公園外において適地を検討すべき。 特別地域においては、これまで不明瞭等の指摘があった許可基準について、平成22年3月に作成した「技術的ガイドライン」で明確にしたところ。 このことから、風車の設置が周辺の自然景観を含む風致景観と調和する場合は、自然公園法の許可はなされることから、規制を除外する必要はなく、審査基準に基づき具体的な計画に即して、個別に判断するものと考えている。 また、具体的な計画があれば、当省に相談されたい。				1 0 3 4 1 1 0	兵庫県	兵庫県	環境省
130090	容器包装プラスチックとその他のプラスチックの回収によるプラスチックのリサイクルの推進	容器包装プラスチックの促進に関する法律第2条第5項、同条第6項 容器包装廃棄物の分別収集に関する省令第1条、第2条の表の8の項下欄第2号	現行容器包装リサイクル法に基づく制度下においては、容器包装廃棄物について、消費者が分別排出し、それを市町村が分別収集した後に中間処理を行うことにより環境省令で定める基準(圧縮されていること、容器包装以外の物が混入していないこと、洗浄されていること等)に適合する分別基準適合物とし、その分別基準適合物の再商品化義務を特定事業者(容器包装を利用・製造等する事業者)に課しており、特定事業者は指定法人に再商品化を委託し、当該委託に係る費用を負担することで再商品化義務を履行している。	容器包装プラスチックとその他のプラスチックを一括回収したプラスチックを分別回収したものを「混合プラスチック分別基準適合物」として、法律上の指定法人である財団法人容器包装リサイクル協会の入札対象とする。費用負担は、現行法で特定事業者が負担する容器包装比率90%を下回る部分を自治体の負担とする。	実施内容: ・市町村は、金属等が付着しておらず、汚れが少ないプラスチックのみを分別し、容器包装プラスチック(PETボトルは除く)を一括回収し、選別・圧縮梱包を行い、「混合プラスチック分別基準適合物」を製造し、再生処理事業者によりリサイクルする新たなリサイクルシステムを構築する。費用負担は、収集、選別・圧縮梱包、容器包装プラスチック以外のプラスチックのリサイクル費用は自治体負担とし、容器包装プラスチックは、特定事業者の負担とする。 ・製品プラスチック等の一括回収においても還付金制度は、引き続き適用されるように配慮して頂きたい。 提案理由: ・自治体が容器包装プラスチックを分別収集し、その他のプラスチックは、他の可燃ごみとともに、燃えるごみとして焼却されているため、リサイクルを推進したい。 ・秋田県は、秋田市以外の市町村はすべて人口が10万人以下であるため、圧縮梱包、選別施設の整備が割高となり、容器包装プラスチックの分別収集が進んでいない。(法律では、30万人単位を想定している) ・秋田県では、秋田エコタウン計画を2011年3月に策定しており、製品プラスチックのリサイクル推進をすることとしている。 ・秋田県では高齢者が多く、高齢者には、容器包装プラスチックのプラマークによる分別が困難であるため、プラスチックのみを分別する方がリサイクルが進みやすい。 ・本提案の効果としても、①化石燃料の節減、②CO2排出の削減、③資源リサイクル産業、リサイクル品利用産業の振興、④廃棄物のリサイクル促進が期待される。	C	III	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。)は、一般廃棄物の増加に伴う処分場の逼迫という我が国の実状に鑑み、一般廃棄物のうち大きな比重(容積比)を占める容器包装廃棄物の再商品化を促進するための措置として、その再商品化義務を特定事業者に課すことにより廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用の確保を図ることを目的とした法律である。 ・ 具体的には、容器包装廃棄物のうち、環境省令で定められた基準を満たすもの(分別基準適合物)について、特定事業者に対して再商品化義務を課している。 ・ その基準の一つとして、「主としてプラスチック製の容器包装」について「容器包装以外の物が付着し、又は混入していないこと」を求めているが、これは、容器包装に係る再商品化義務を特定事業者に課することとされている法律の趣旨を踏まえ、容器包装廃棄物以外の廃棄物の処理義務が特定事業者に課されないことのないようにするため、市町村が行う分別の段階において容器包装以外の物が付着し、又は混入していないものを再商品化義務の対象として扱うこととしたものである。 ・ 御提案を実現するためには上記基準の改正を要するものと考えられるが、御提案に基づき上記基準を改正する場合、容器包装廃棄物部分の特定方法如何によっては特定事業者の負担が増加するおそれがある。 ・ また、プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会(中環審及び産構審による合同会合)の取りまとめ(平成22年10月)において「容器包装以外のプラスチックの中には、金属が付着する比率の高いもの、危険物を含むものなどリサイクルに適さないものがあることに留意しつつ、容器包装以外のプラスチックを一括して収集した時に、どの程度の分別収集量の増加やその材質の変化が見込まれるのか、更に精査していく必要がある。」これらのデータを踏まえた上で、(略)消費者や地方自治体、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者等の関係者を変えて議論を進め、必要に応じてその成果を容リ制度の運用に反映していくとともに、「容リ法の次期見直し作業にも反映していくことが望ましい。」と指摘されているとおり、容器包装以外のプラスチックのリサイクルの在り方に関しては、これらの審議会指摘事項に留意しながら、消費者や地方自治体、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者等の関係者を変えて検討していくべき課題である。 ・ したがって、こうした利害関係者との間で、本制度改正についての合意形成がなされていない中で、本提案に係る制度変更を行うべきではないと考える。 ・ 頂いたご意見も参考しつつ、今後とも容器包装リサイクル制度の適正な運用につとめてまいります。				1 0 3 5 0 0 1 0	秋田エコプラッシュ株式会社	秋田県	経済産業省 環境省

13 環境省（構造改革特区21次 再検討要請).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェ クト名	提案 事項 管理 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係省庁
130100	容器包装リサイクル法 における選別特化施設 の位置づけ	○容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律 第2条第5項、同条第6 項 ○容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律 施行令 第9条第3号 ○容器包装廃棄物の 分別収集に関する省令 第1条、第2条の表の8 の項下欄第2号	・ 現行容器包装リサイクル法に基 づく制度下においては、容器包装 廃棄物について、消費者が分別排 出し、それを市町村が分別収集し た後に中間処理を行うことにより環 境省令で定める基準(圧縮されて いること、容器包装以外の物が混 入していないこと、洗浄されている こと等)に適合する分別基準適合 物とし、その分別基準適合物の再 商品化義務を特定事業者(容器包 装を利用・製造等する事業者)に課 しており、特定事業者は指定法人 に再商品化を委託し、当該委託に 係る費用を負担することで再商品 化義務を履行している。指定法人 の委託を受けて容器包装廃棄物の 再商品化を行う事業者は、競争入 札を通じて決定しており、入札によ りリサイクル事業者間の競争を通 じて再商品化にかかるコストの低 減を図る仕組みとなっている。 ・ 公益財団法人日本容器包装リ サイクル協会(以下「協会」という。) は、「容器包装に係る分別収集及 び再商品化の促進等に関する法律 」(平成7年法律第112号。以下 「容器包装リサイクル法」という。) 第21条に基づき指定法人として、 同法第22条に基づき特定事業者 からの委託を受けて分別基準適合 物の再商品化をする責任を負って いる。協会は、当該責務を適正に 果たすべく、材料リサイクル手法に 係る再生処理施設の取率基準(分 別基準適合物のうちプラスチック原 材料に利用する物の量の比率に関 する基準)等を定める「プラスチック 製容器包装再生処理ガイドライン」 (以下「ガイドライン」という。)を策 定することにより、各再商品化手法 による分別基準適合物の再商品化 の適正な実施を確保している。	現行法では大規模かつ高精度な 選別のみを行う「選別特化施設」 の位置づけがないため、一定の認 定要件を満たしているものについ ては容り法の枠組み内で選別特 化施設が誕生し得るようにする。	現行法プラスチック製容器包装について効率化の遅れている選別部門について投資の 集中および合理化を進めることによって、社会的コスト(市町村負担コスト・特定事業者 負担コスト)を減らすと同時にリサイクル製品の品質を向上させること等を通じて更なる 環境負荷低減を実現させる。 提案理由：第20次提案では対応不可回答であったものの、選別特化施設の合理性を 否定するものではなく、現行法との整合性や運用の仕方の問題にする回答であったた め、本提案では現行法における運用と整合性を保ちつつ、特区において段階的な導入 ができるための提案を中心とする。選別特化施設にはAリサイクル製品の選別品目を 細分化でき、品質を向上させることができる。B.材料リサイクル向けプラスチックとケミカ ル・サーマル向けプラスチックに分配することができる。C.市町村の選別・保管業務と再 商品化事業者の選別工程を統合できる、というメリットがあり、状況に合わせてそれぞ れを段階的に導入することを提案する。これらA～Cの詳細や代替措置については別紙に まとめたい。 これらA～Cのうちどの部分まで対応可能なのかを含めて回答をいただきたい。	提案A: 該当なし 提案B: 該当なし 提案C: III	(1)提案Aについて ・ 今回提案Aを実現するためには、協会がガイドラインで定める取率基準等に関し、新たな 基準が必要となるが、当該基準は民間団体である協会が定めるガイドラインに規定されて いるものであって法令による規制ではないため、現行の構造改革特区制度の中で措置できる対 象ではない。 ・ 他方、今回提案Aについては、分別基準適合物の再商品化の高度化を図るものとして、 「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促 進等に関する基本方針」(平成18年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省 告示第10号。以下「基本方針」という。)に定める「再商品化により得られた物の質の向上を 図る」という方針等に合致しうる提案である。 ・ このため、構造改革特別区域による対応の検討とは別に、御提案の実現に向けて、協会と 連携して取率基準等に関する新たな基準のあり方等について有識者等の関係者を交えて検 討を行い、平成24年度を目途に結論を得る。 (2)提案Bについて ・ 御提案は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令(平成7 年政令第411号)第9条第3号に基づく指定法人に係る再委託禁止の規定に抵触しないた め、御提案のジョイントグループ形式での入札は現行規定により対応可能である。 (3)提案Cについて ・ 前回(第20次提案)御提案いただいた際の回答と同様であるが、仮に、本提案を認めた場 合には、特区として認められた地域のみ、異なる方法で容器包装廃棄物を収集・分別するこ ととなり、当該地域では、応れできる事業者が技術的に限定されてしまう可能性が高くなるお それがある。このため、入札による競争原理が事実上働かない状態が長期間にわたり続いた 場合、長期的には再商品化に係るコストが高止まることで特定事業者の費用負担も高止まり するおそれがある。 ・ また、現行制度では、特定事業者に対して分別基準適合物の再商品化を義務付けてい る。このため、環境省令を改正し分別基準適合物の定義を変更すると、特定事業者の役割や 負担の程度が変化することとなる。特に、御提案の改正を行った場合には、特定事業者が再 商品化義務を負うべき分別基準適合物の量の算定方法の如何等によっては、特定事業者の 負担が増加するおそれがある。このため、費用負担が増加するおそれがある特定事業者との 間で、本制度改正についての合意形成がなされていない中で、本提案に係る制度変更を行う べきではないと考える。 ・ また、こうした役割分担・費用負担の変更は、特定事業者以外にも、市町村や再商品化事 業者等の主体に影響を与えることが考えられ、こうした利害関係者による合意形成がなされ ていないことから、特区の手法による規制緩和を行うことは適切ではないと考える。 ・ 頂いたご意見も参考しつつ、今後とも容器包装リサイクル制度の適正な運用につとめて まいりたい。				1 0 3 8 0 0 1 0	株式会社エコデリッ ク、明円工業株式会社	神奈川県、北 海道	経済産業省 環境省	